

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 実施の目的
牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域 実施の期日
(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
北海道一円 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
(ただし、奥尻町、羽幌町の天売及び焼尻、利尻町、利尻富士町並びに礼文町の区域を除く。)
- 3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲
牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項に基づく届出の対象となる牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成14年農林水産省令第58号)第4条第2号から第4号までに該当する場合を除く。
- 4 実施の方法
(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する施設で家畜防疫員が行う。ただし、施設への搬入は、牛の死体の診断又は検案を受けた後、遅滞なく受付時間内にするものとする。
(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第9条に定める方法による。

北海道告示第154号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、静内町土地改良区の行う土地改良(維持管理)事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道日高支庁に備え置いて、平成22年3月9日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成22年3月5日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第155号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、道営土地改良(豊別地区草地整備[担い手中核型](農業用道路、区画整理))事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道宗谷支庁に備え置いて、平成22年3月9日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成22年3月5日

目次

告 示

○家畜伝染病検査の命令……………(畜産振興課)	11
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定……………(農業支援課)	11
○道営土地改良事業変更計画の決定……………(農業施設管理課)	11
○土地改良法による道営換地処分……………(農業施設管理課)	12
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………(治山課)	12
○知事権限に係る保安林の指定……………(治山課)	12
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………(治山課)	12
○知事権限に係る保安林の指定の予定の一部改正……………(治山課)	13
○道路の供用の開始……………(道路課)	13
○道路の区域の変更及び供用の開始……………(道路課)	13
○土砂災害警戒区域の指定……………(砂防災害課)	13
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(砂防災害課)	14
○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………(都市環境課)	16
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………(会計事務センター)	17

支 庁 告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	17
------------------------	----

道教育庁後志教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	18
------------------------	----

道公安委員会規則

○道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………	18
---------------------------	----

告 示

北海道告示第153号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の死体の所有者に対し、当該牛の死体について、牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するための検査を受けることを命ずる。

平成22年3月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第156号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、厚真町宇隆地区の換地処分をした。

平成22年 3 月 5 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第157号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成22年 3 月 5 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 稚内市大字声間村字サラキトオマナイ1402の1、1402の33
- 2 指 定 の 目 的 水源のかん養
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第158号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成22年 3 月 5 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 天塩郡豊富町字上サロベツ1083の27（次の図に示す部分に限る。）、1083の29
- 2 指 定 の 目 的 風害の防備
- 3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び豊富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第159号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成22年 3 月 5 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 日高郡新ひだか町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
新ひだか町（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 日高郡新ひだか町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第160号

平成22年北海道告示第3号（知事権限に係る保安林の指定の予定）の一部を次のように改正する。
平成22年3月5日
北海道知事 高 橋 はるみ
第1項を削り、第2項を第1項とする。

北海道告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成22年3月5日

北海道知事 高 橋 はるみ		
路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道増毛稲田線 北海道札幌土木現業所	雨竜郡妹背牛町字チクシベツ1389番1地先から同郡妹背牛町字大鳳1749番3地先まで	平成22年3月6日午前10時
道道滝野上野幌自転車道線 北海道札幌土木現業所	江別市大麻516番2地先から同市大麻524番2地先まで	平成22. 3. 5
道道早来千歳線 北海道札幌土木現業所	千歳市美々758番137地先から同市美々758番99地先まで	同
道道帯広新得線 北海道帯広土木現業所	上川郡新得町栄町25番1地先から同郡新得町栄町1番地先まで	同
道道忠別清水線 北海道帯広土木現業所	上川郡清水町字清水基線27番2地先から同郡清水町字清水基線15番1地先まで	同
道道士幌上士幌線 北海道帯広土木現業所	河東郡士幌町字士幌西2線215番1地先から同郡士幌町字士幌西1線218番2地先まで	同

北海道告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日か

ら2週間、一般の縦覧に供する。
平成22年3月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道					
2 道路の路線名、縦覧場所及び区域					
路線名及び縦覧場所	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
東奈井江奈井江停車場線 北海道札幌土木現業所	空知郡奈井江町字東奈井江1849番1地先から同郡奈井江町字東奈井江1849番1地先まで	前	7.50mから16.00mまで	116.50m	――
		後	7.50mから30.30mまで	116.50m	――
西風連士別線 北海道旭川土木現業所	名寄市風連町字西風連376番1地先まで士別市多寄町4078番3地先まで	前	9.31mから19.02mまで	1,027.62m	道道朱鞠内風連線重複 L=8.28m
		後	9.31mから19.02mまで	1,027.62m	道道朱鞠内風連線重複 L=8.28m
		後	17.40mから84.40mまで	930.24m	道道朱鞠内風連線重複 L=8.28m

北海道告示第163号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。
平成22年3月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌南沢6条2丁目（I－0－564－2982）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区南沢6条2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌南沢6条4丁目（I－0－H17－0007）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区南沢6条4丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
かっこうの沢川（I－54）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区南沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
浅田の沢川（Ⅱ－40）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区南沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
東白川（Ⅲ－26）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区南沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
右南の沢左2号沢川（Ⅲ－27）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区南沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第164号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成22年3月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌南沢2（Ⅰ－0－131－131）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区南沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
- (4) 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌南沢5（Ⅰ－0－133－133）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区南沢1条3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌南沢1条2丁目（Ⅰ－0－134－134）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区南沢1条2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌南沢9（Ⅰ－0－135－135）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区南沢1条3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌南沢10（Ⅰ－0－136－136）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区南沢1条3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌南沢11（Ⅰ－0－137－137） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区南沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌南沢13（Ⅰ－0－138－138） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区南沢2条3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌南沢1（Ⅰ－0－565－2983） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区南沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌南沢5条4丁目（Ⅰ－0－566－2984） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区南沢5条4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌南沢3条2丁目（Ⅰ－0－567－2985） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示	札幌市南区南沢3条2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌南沢6（Ⅱ－0－72－72） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区南沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌南沢8（Ⅱ－0－73－73） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区南沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌南沢12（Ⅱ－0－74－74） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区南沢2条3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌南沢4（Ⅱ－0－557－2338） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区南沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
---	--

- (4) 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌南沢 7（Ⅲ－0－16－16）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区南沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
青木の沢川（Ⅰ－55）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区南沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
硬石山 2 号沢川（Ⅰ－56）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区南沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
南の沢団地の沢川（Ⅰ－59）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区南沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

- 香料の沢川（Ⅱ－39）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区南沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
浅田上の沢川（Ⅱ－41）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区南沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
南の沢小川の沢川（Ⅱ－42）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区南沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- （「次の図」は省略し、その図面を札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第165号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成22年 3 月 5 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 施 行 者 の 名 称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（8・4・35号仮称 札幌駅前通公共地下歩道）
- (3) 事 業 施 行 期 間 平成17年 4 月19日から平成25年 3 月31日まで
- (4) 事 業 地 （ 収 用 の 部 分 ） 平成18年北海道告示第791号の事業地のうち中央区

北2条西4丁目及び北3条西4丁目地内において事業地を変更する。		(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目	
(使用の部分) 中央区北2条西4丁目及び北3条西4丁目地内		支 庁 告 示	
2(1) 施 行 者 の 名 称	名寄市	北海道十勝支庁告示第39号 次のとおり一般競争入札より落札者を決定した。 平成22年3月5日 北海道十勝支庁長 竹 林 孝	
(2) 都市計画事業の種類及び名称	名寄都市計画道路事業(3・3・4号緑丘通)		
(3) 事業施行期間	平成20年5月23日から平成23年3月31日まで		
(4) 事業地(収用の部分)	変更なし		
北海道告示第166号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成22年3月5日 北海道知事 高 橋 はるみ		1 落札者に係る物品等の名称及び数量	
1 落札に係る物品等の名称及び数量		(1) 高張力鋼管(溶融亜鉛メッキ仕上げ 径75mm以上 長6m以上)	121本
(1) パーソナルコンピュータ 8台		(2) 高張力鋼管(溶融亜鉛メッキ仕上げ 径75mm以上 長3m以上)	6本
(2) パーソナルコンピュータ 300台		(3) ベンド(高張力鋼製 溶融亜鉛メッキ仕上げ 径75mm以上 90°)	4個
(3) パーソナルコンピュータ 197台		(4) エンドキャップ(高張力鋼製 溶融亜鉛メッキ仕上げ 径75mm以上)	2個
2 落札を決定した日		(5) ハイドランドティー(高張力鋼製 溶融亜鉛メッキ仕上げ 径75mm以上)	7個
平成22年2月16日		(6) ハイドランドオープナー(高張力鋼製 溶融亜鉛メッキ仕上げ 径75mm以上)	2個
3 落札者の氏名及び住所		(7) 町野付ボールレバー(高張力鋼製 溶融亜鉛メッキ仕上げ 取水栓用径75mm×75mm以上)	2個
(1) 氏 名 大丸藤井株式会社		(8) 高圧送水ホース(合成ゴム製 鋼管接続金具付 16K 径75mm 長18m)	1本
住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地		2 落札を決定した日	
(2) 氏 名 大丸藤井株式会社		平成22年2月3日	
住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地		3 落札者の氏名及び住所	
(3) 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社		(1) 氏 名 緑産株式会社	
住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地		(2) 住 所 神奈川県相模原市田名3334番地	
4 落札金額		4 落札金額	
(1) 822,360円		5,103,000円	
(2) 29,087,100円		5 契約の相手方を決定した手続	
(3) 17,559,496円		一般競争入札	
5 契約の相手方を決定した手続		6 一般競争入札の公告	
一般競争入札		平成22年1月5日付け北海道十勝支庁第1号	
6 一般競争入札の公告		7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
平成22年1月22日付け北海道告示第53号		(1) 名 称 北海道十勝支庁地域振興部総務課	
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地		(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目	
(1) 名 称 北海道出納局会計事務センター		道教育庁後志教育局告示	

北海道教育庁後志教育局告示第25号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成22年 3 月 5 日

北海道教育庁後志教育局長 下 道 一 廣

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 総合実践装置 一式
- (2) デザインクリエイト実習装置 一式
- (3) ネットワークシステム実習装置 一式

2 落札を決定した日

平成22年 2 月12日

3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏 名 大丸藤井株式会社
イ 住 所 札幌市中央区南 1 条西 3 丁目 2 番地
- (2)ア 氏 名 北海道日興通信株式会社
イ 住 所 札幌市中央区大通東 7 丁目12番地33
- (3)ア 氏 名 大丸藤井株式会社
イ 住 所 札幌市中央区南 1 条西 3 丁目 2 番地

4 落札金額

- (1) 16,275,000円
- (2) 11,550,000円
- (3) 9,765,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成21年12月25日付け北海道教育庁後志教育局告示第22号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局企画総務課
- (2) 所在地 虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目

道 公 安 委 員 会 規 則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月 5 日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第 1 号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第23条第 1 項中「運転免許（仮運転免許（第 3 項及び第30条第 1 項第 2 号において「仮免許」という。）を除く。事項において同じ。）試験」を「運転免許試験（仮運転免許（以下「仮免許」という。）の運転免許試験を除く。）」に改め、同条第 2 項中「を受けた」を「（仮免許を除く。）を受けた者又は国際運転免許証等を所持する」に改め、同条第 3 項中「通知（」の次に「以下」を加える。

第28条の表中「同市字智恵文1900番 1」を「中川郡美深町字美深666番10」に、「天塩郡豊富町字上サロベツ572番 7 から同町」を「天塩郡幌延町元町88番 1 から同郡豊富町」に、

228号	函館市石川町434番 7 から北斗市柳沢226番まで
280号	

を

228号	函館市石川町434番 7 から北斗市柳沢226番まで
280号	
333号	紋別郡遠軽町生田原旭野152番 1 から常呂郡佐呂間町字大成580番 1 まで

に改める。

別記様式第28号中「第102条第 4 項」を「第102条第 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第28条の表の改正規定中「同市字智恵文1900番 1」を「中川郡美深町字美深666番10」に改める部分は平成22年 3 月 6 日から、「天塩郡豊富町字上サロベツ572番 7 から同町」を「天塩郡幌延町元町88番 1 から同郡豊富町」に改める部分は同月14日から施行する。